

説 明 書

1 業務概要

(1) 業務名

「あだち観光ネット」改修業務委託

(2) 業務目的

ウェブデザインの全面的な改修を行うことで、スマートフォンユーザーをターゲットとした見やすく利用しやすいサイトを実現する。

当サイトに掲載されているコンテンツ、スポット情報等を整理し、各ページの内容や見せ方についても、ユーザーに必要な情報が伝わる工夫を施したサイトを実現する。

(3) 業務内容

仕様書(案)のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

改修後の「あだち観光ネット」公開予定時期 令和3年9月末

(5) 提案限度価格

5,000,000円(消費税込み)

(6) 最低制限価格

なし

(7) 業務実施上の条件

受託業務の実施によって知りえた個人情報を、業務の実施以外の目的で使用してはならない。

受託者は、この契約について、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任することができない。ただし、発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

本業務で作成した書類の著作権は、全て一般財団法人足立区観光交流協会に帰属する。

2 参加表明書に関する事項

提出書類及び提出部数

参加表明書・技術資料 10部

別紙(様式第3号)のとおり。印刷は片面刷りとする。

技術資料(業務受託実績表)に記載する実績がある場合、**過去5年以内の業務実績のうち、成果品(1業務1種類)を10部提出すること。**

また、依頼者からの依頼内容・相談・課題に対する受託者の提案や工夫について、効果的な解決策を提供している実績があれば、それらの説明資料の提出を可とする。

財務諸表 2部(直前決算から2年分)

法人の場合は貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表を提出すること。個人については貸借対照表及び損益計算書を提出すること。損益計算書においての記載について合計額になっているものは、「販売費および一般管理費の内訳」を添付すること。

定款(写し) 2部

履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの) 2部

3 提案書の作成等に関する事項

(1) 提案書の作成様式

改修業務に関する提案書

様式は自由とする。3(2)の「記載上の留意事項」にある表の記載順に作成し、A4判で20ページ以内とする(枚数ではなくページ数である。両面の場合は裏表で2ページとしてカウントする。表紙・裏表紙・目次・参考見積書はページ数に含まない)。色はカラーでもモノクロでも可。ただし、A3判1ページは、A4判2ページとして取り扱う。

過去2年の事業報告

様式は自由とする。簡潔にまとめること。

見積書

書式は自由とするが、必ず代表者印を押印すること。

プレゼンテーション用資料(提出は任意)

二次審査時に実施するプレゼンテーションにおいてパワーポイント等のプレゼンテーションツール(以下、「プレゼンツール」という。)を使用する場合は、使用するプレゼンツールの電子媒体及び紙媒体に印刷したものを提出すること。その際、紙媒体に印刷したものは提案書と同部数提出すること。

なお、プレゼンツールのスライド数は制限しないが、プレゼンテーション時間(20分程度)以内に収まるよう作成すること。提案書提出後の差替え及び追加は認めない。

(2) 提案書提出部数及び記載上の留意事項

提案書提出部数

上記3(1)の から を一冊にまとめ、正本1部、副本10部を提出すること。

なお、事業者名の記載及び代表者印の押印は正本のみとする。副本には事業者名を一切記載しないこと(黒塗りも可)。

記載上の留意事項

仕様書(案)の記載内容や項目7の提案書を特定するための評価基準等を踏まえ、業務の目的達成に向けた提案をすること。

また、特に下記の表に記載する内容についても記載すること。

提案項目	提案内容等
課題解決・提案力	<ul style="list-style-type: none">・スマートフォン、タブレットで確認できる画面イメージを作成し、見やすさ、使いやすさについての説明を記載すること。・TOPページのデザインイメージを作成し、TOPページへアクセスしたユーザーがサイト内ページへ遷移したいと思える工夫、その効果についての説明を記載すること。・個別ページ(イベントページ、スポット情報)へ遷移した後において、ユーザーにとって有力な情報を効果的に提供できる工夫、その効果についての説明を記載すること。また、ユーザーにとってどのような情報が有力なのかについての説明も記載すること。・今後、委託者がSNSや動画コンテンツ等をHPに組み込むような場合を見据えて、柔軟に改修・対応ができるHPの構築について、説明を記載すること。・「あだち観光ネット」へのアクセス数を大規模イベント時以外でも増やすための方策や、SNSの有効な活用法等を提案すること。また、提案した方策についての効果、構築・運用の実現性についても説明を記載すること。なお、現在の「あだち観光ネット」のアクセス実績値は以下の「参考」とおりである。

	・「あだち観光ネット」サイト内記事が、検索エンジン検索結果上位表示となるためのウェブ戦略の提案を記載すること。また、提案した内容についての効果、実行の継続性についての説明も記載すること。
個別ページの作成	イベント記事、スポット情報の作成・公開にかかるフォーマットを作成し、作成画面、公開画面について、画面イメージを用いた説明を記載すること。また、作成画面については操作性についての説明を記載すること。各フォーマットは、作成するページの情報量に合わせられるよう、複数のパターンで作成できると良い。
セキュリティ	なりすましや情報の改ざん等の外部からの攻撃や、情報漏洩等のセキュリティリスクに対して、どのようなセキュリティ対策を講じるのか説明を記載すること。また、その効果についての説明も記載すること。
コスト（見積書）	年間委託料及びその内訳をできる限り詳細に記載すること。

〔参考〕

アクセス実績値（Google アナリティクス、集計方法：ユーザー / 概要）

項目	平成30年度	令和元年度
ユーザー（うち「足立の花火」当日のユーザー）	298,109（36,056）	342,898（36,513）
新規ユーザー	298,018	342,882
セッション ユーザーがあだち観光ネットに訪問した件数	426,564	478,340
平均セッション時間	1分25秒	1分20秒
ページビュー数 サイト内で読まれたページ数	843,268	865,791

4 参加表明書及び提案書提出者に要求される資格要件

- (1) 当該業務に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、足立区又は協会に対し、足立区又は協会発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

5 参加表明書及び提案書の提出期限、提出場所及び方法

(1) 提出期限

令和3年2月18日（木）午後5時（必着）

上記3（1）の の資料提出については、一次審査結果の通知後の令和3年3月11

日（木）午後 5 時（必着）までの提出でも可とする。

（ 2 ）提出場所

〒120-8510

足立区中央本町 1 - 1 7 - 1 足立区役所南館 4 階

一般財団法人足立区観光交流協会

（ 3 ）提出方法

郵送又は持参により提出すること。

受付時間：午前 8 時半から午後 5 時まで（土日祝日を除く）

（ 4 ）問合せ先

〒120 - 8 5 1 0

足立区中央本町 1 - 1 7 - 1 足立区役所南館 4 階

一般財団法人足立区観光交流協会 観光デザイン課 鈴木・根本

電話：03-3880-5853（直通） F A X：03-3880-5769

メール：info@kanko-adachi.jp

6 提案書を特定するための審査方法等

（ 1 ）審査方法

書類審査による一次審査とプレゼンテーションによる二次審査で評価・採点を行う。

なお、一次審査の点数は二次審査に加点されない。

（ 2 ）一次審査について

参加表明書及び提案書を提出した事業者が 4 事業者以上であった場合は、一般財団法人足立区観光交流協会が一次審査（書類審査）を実施し、二次審査に進出する上位 3 位以内を選定する。

ただし、一次審査評価項目の評価点合計が評価項目最高得点合計の 6 割を超えない事業者は、提案書の被特定者としめないものとする。また、一次審査項目内の業務実績、コスト、経営状況の評価点合計が当該評価項目最高得点合計の 6 割 5 分を超えない事業者は、当該評価項目以外の一次審査項目の審査を行うことなく、提案書の被特定者としめない。

一次審査の結果は、令和 3 年 3 月 1 0 日（水）までに、参加者全員に対し参加表明書に記載された連絡先にメール及び文書で通知する。ただし、この時点での一次審査の評価点数は公表しないものとする。

（ 3 ）二次審査について

「あだち観光ネット」改修業務委託事業者選定委員会委員が、提案書の内容、プレゼンテーションの内容を踏まえて審査をする。審査の結果、評価点の合計点が評価項目最高得点合計の 6 割を超えない場合、当該事業者を選定事業者とすることができないものとする。

日時及び実施方法

二次審査のプレゼンテーションは、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、オンライン会議ツールを用いた形で実施する場合がある。

日時、実施方法の詳細については、二次審査進出の提案書提出者に後日通知する。

説明時間等

2 0 分以内のプレゼンテーションとその後 5 分から 1 0 分程度のヒアリングを行う。

説明者

プレゼンテーションは、技術資料「実施体制表」に記載した責任者又は主担当者が行うこと。また、入室は 1 提案者につき 3 名以内とする。

7 提案書を特定するための評価基準

一次審査、二次審査共通

評価項目	評価の視点	指標	得点配分
業務実績	過去5年以内にHPの構築等を実施した経験があり、依頼者からの要望に対して応えることができるか	・HP構築・改修実績 ・過去の受託内容についての課題解決・提案力	10.0%
業務遂行体制	業務遂行のために専念できる必要な知識・経験を有する運営スタッフを十分に確保できているか	業務遂行スタッフの専念割合、社内フォロー体制の充実度	7.5%
課題解決・提案力	「あだち観光ネット」の課題解決や観光PRの発信力を拡大できる提案がなされているか	・スマホユーザーが利用しやすく、使いやすいウェブデザインか。 ・TOPページのサイト内遷移の工夫、デザインの魅力 ・ユーザーへの効果的な情報提供の工夫、効果 ・今後、委託者がSNSや動画コンテンツ等をHPに組み込むような場合を見据えて、柔軟に改修・対応ができるHP構築を実現できているか。 ・大規模イベント時以外のアクセス数増のための方策や、SNSの有効な活用法等の提案・企画についての実現性、効果 ・HP記事の検索上位表示のための方策、実行の継続性	52.5%
個別ページの作成	個別ページの作成フォーマットは職員が作成しやすく、完成イメージは魅力的なデザインか	フォーマットの使いやすいか、完成イメージは魅力的か	15.0%
セキュリティ	セキュリティは十分か	安全なHP構築の対策がなされているか	5.0%
コスト	コストは妥当か	提案内容に対する見積額の妥当性	5.0%
経営状況	財務諸表から経営状況が安定しているか	税理士評価を実施する	5.0%
区内加点	区内に事業所があるか		+5%

8 非特定理由に関する事項

(1) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由

(非特定理由)を書面(非特定通知書)により、足立区観光交流協会会長(以下、「会長」という。)から通知する。

- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない)以内に、書面により、会長に対して非特定理由について説明を求められることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

受付場所

上記2(2)に同じ

受付方法

上記2(2)に同じ

- (3) 上記(2)の回答は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない)以内に書面により行う。
- (4) 上記(3)の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に会長に対して申立てることができる。

9 この説明書に対する質問の受付期間、受付場所、受付方法及びその回答方法

(1) 受付期間

令和3年1月25日(月)から令和3年2月16日(火)正午まで

(2) 受付場所

上記5(2)に同じ

(3) 受付方法

F A X (03-3880-5769) 又はメール (info@kanko-adachi.jp)

(4) 回答方法

F A X 又はメール

10 その他の留意事項

- (1) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書は返却しない。
- (3) 提案者が特定されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書提出の際に申し出るものとする。返却を希望する申し出がない場合は、返却要請の意志がないものとみなす。なお、提出された参加表明書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 被特定者が失格し、又は正当な理由がなく契約締結を辞退したことにより協会に損害を与えた場合には、損害賠償を請求する場合がある。
- (7) 被特定者が正当な理由がなく契約締結を辞退した場合は、会長はプロポーザル参加資格を停止する措置を行うことがある。併せて、協会の入札等に参加できないことがある。